

## 第1回議員報酬等に関する在り方調査会（概要）

平成23年8月6日（土）13：00～

ホテルグリーンパーク津6階「木犀の間」

### 1 議長あいさつ

（山本議長）

ご多用中のところ、調査会委員をお引き受けいただいたことにお礼申し上げます。

三重県議会の報酬は、平成8年1月に現行額になって以来、特別職報酬等審議会が平成14年、17年、18年に開催され、いずれも据え置きが適当であるとの答申がなされています。

また、三重県議会では、平成21年3月に議会改革諮問会議を設置しましたが、中間報告及び最終報告の中で、議員報酬や政務調査費についても、県民が十分納得できる説明が必要であるということや、また議員活動が支障なく行えるよう一定の水準が確保される必要があることなど提言をいただきました。

このような中で、三重県議会では、議会活動や議員活動を支える議員報酬や政務調査費の在り方について県民の皆さんに十分な説明ができるよう、本年6月28日の本会議において、三重県議会基本条例第13条の規定に基づく本調査会の設置を全会一致で議決しました。

皆様方には、客観的、専門的なお立場からご調査いただき、議員報酬や政務調査費の適正な水準とその根拠などについて、お示し願いたいと存じます。

調査会からの報告をいただいた後は、全員協議会を開催させていただいて、内容を全議員で共有し、議員間での討議を経て、議会としての意思決定を行いたいと思います。

### 2 委員の委嘱、座長の選任

（司会者：議会事務局長）

委員の皆様方のお手元に、本日、この調査会委員就任の委嘱状を置かせていただいております。

それでは、本日ご出席をいただいております委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元に委員名簿を置いてございますが、これに基づいてご紹介をさせていただきます。（・・省略・・）

以上、5名の方に委員をお願いいたしております、本日は全員にご出席をいただいております。

それでは、議員報酬等に関する在り方調査会運営要綱第3条第4項の規定に基づきまして、委員の皆様から互選によりまして、座長の選出をお願いいたしたいと思います。いかがいたしましょうか。

(廣瀬委員)

議長会等の研究会等におきましても、長らく地方議会の在り方をめぐって研究チームを率いて来られました大森先生にお願いをするのがご適任ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

—異議なし—

(司会者)

それでは、座長には大森委員にお願いをいたしたいと思います。

### 3 諸問

(司会者)

それでは、大森座長に対しまして、山本議長から調査会の諸問題書をお渡しいたしたいと思います。(・・省略・・)

—山本議長から大森座長へ諸問題書を手交—

### 4 審議

(大森座長)

当調査会の座長を仰せつかりました大森です。

私の人生の中で、県会議長さんから委嘱状をもらったのは初めてです。若干いくつか例がありますが、正式に「議会の在り方」と特段に報酬という微妙な問題について正面から議論するという調査会を置くというのは画期的なことでして、議会は附属機関風のものは置けないという固定概念が本日ここにおいて打破されました。私としては、こういった新しい出発にメンバーの一人として参加することについて、大変感銘深く思います。

いろいろ今までの若干地方議会の在り方について勉強してきましたが、いよいよ新しい分権時代が地方議会の時代なのだと、そういうことが本日の記念すべき日になるのではないかと思います。

テーマは、それなりにやさしいテーマではありませんが、今までの改革も三重県が先頭を走ってきましたから、全国の皆さん方がこの問題について注目することになります。5人という比較的繰り返し議論が可能なメンバーで、十分議論を尽くしまして、議長の期待に添いたいと思います。

私自身は取りまとめ役ですので、メンバーの忌憚ない意見をできるだけ取りまとめていくことをを目指したいと思います。できるだけ議長の思い、議員の改革の意欲を答申の中に反映させていただけたらと思います。

本日は予め事務方で関係資料を配付されていますので、それをまず説明していただき、今後の進め方についてお諮りをし、今後の日程について調整したいと思います。それでは、事務方のほうから説明をお願いします。

(議会事務局総務課長)

<資料1-1～4-2に基づき説明>

(大森座長)

これを見ると、知事の給与はそんなにバラつきはないですが、議員は相当バラつきがあり、政務調査費はもっとバラついています。

これからどういうふうに進めるか、どういう資料が必要か、どういう分析をしなければいけないかということを議論していきたいと思います。

まず、この調査会の運営について、原則公開としてよろしいでしょうか。異議のある方はいらっしゃいませんか。

—異議なし—

(大森座長)

それから、傍聴に来られた方々には私どもと同じ資料を作っていただくようお願いします。

それから、議会や議員が何をしているかについてあまり知られていませんの

で、そもそもこの資料を議論する時に、どういう仕組みになっているのか、どういう制度が基本にあるのかということについて、調査会として一番基礎的なところもきちんと資料として整えていきたいと思います。例えば憲法はどうして議会は必ず作らなければいけないと書いてあるのか、同じような条文が長はありません。どうして議会があるのかに始まって、地方自治法はどういうふうに扱っているのか、最近の地方自治法の改正や、三重県議会の基本条例がどういうふうにものを考えているのかどうか。それをどこかでみんなが共通認識として持っていると同時に、広く県民の皆さん方にお伝えするということが必要なのでないかと思います。

あまり専門家的にこの問題だけに限定して議論しないで、できるだけ広く県民の皆さん方にもお伝えする資料の整え方が必要と思っておりますので、そのような手配もできればお願ひします。

それから、幅広く議員活動により議員に対して公費が支給されていますが、公費支給の今までの在り方が、審議会を作つてそこで諮詢をかける、長い間どこでも同じようなやり方を取つて決めて来られました。言わば、総合的政治的判断で、据え置きであるとか若干減るというような判断がされてきました。

もう少し客観的に、議員報酬は現在こういう要素によって規定され、こういう要因によってほぼだいたい説明できる、知事の給与はこういうふうに説明できるということが分かるような、他の都道府県の方々にも参考になる、そんな便利な説明変数がうまく抽出できるとよいと思います。

とりあえず基礎になるようなものについての情報を得ることをまず出発点にしながら、少し自由に議論をしたいと思います。

(廣瀬委員)

この領域については、都道府県議会ではまだあまり大きな動きは出ていませんが、市町村議会の中では、会津若松市議会が2年ほどにわたりまして定数と報酬についての検討を、それも議会の議員がどのように実際に活動しているか、どれぐらいの時間、どのような種類の活動をしているかという実データを積み上げることから、それに対する報酬はどうあるべきか、あるいはそういう活動をする人材というのは地域に何人ぐらい必要であるかというようなことを検討して、会津若松市議会としての結論を住民との意見交換を持って行くという取り組みもされています。

第三者機関を置いての検討は、北海道の福島町議会が行っています。

ただ、基礎自治体・市町村の議員の活動と都道府県議会の議員の活動は、共通している部分が勿論あるわけですが、相当異なる部分もあるかと思います。また、勿論領域の違い、面積の違い等もありますから、いわゆる選挙区制度を持ち、また非常に広域である自治体の中で意思決定を担当する議会と、それに対して相対的に狭い領域の中で全自治体一区を原則としている市町村議会の議員の活動も少し違うと思いますので、都道府県の議員の活動実態というのをまず押さえることが必要だと思います。こういう活動をどれだけの時間をかけてどのようにしている代表者というのはどのように処遇すべきであるか。これを労働に対する対価と考えるかどうかというのはまた別の問題ですが、まずは例えば「会議がない日は、議員はどこで何をしているのですか?」というのが、おそらく一般の有権者の方々の素朴な、そして大多数の方々が思っておられる疑問だと思いますので、そこをまず明確に実態としてこうですと解消しないと、議論の基礎が共有されないのでないかと思います。

(大森座長)

今の点は大事な論点だと思いますが、国の機関での議論や、県会議員の意識の中にも、都道府県議会とそれ以外の市町村議会と区別すべきでないかとの議論があります。

法律の扱い方はそれほど区別していませんが、実態が相当違うので、区別して議論してみたらどうかと思います。都道府県議会の在り方を検討することにすべて市町村のことまで入れていくと大変になります。

但し、やはり県議会である筋を出せば、県内の市町村議会でも気にされるから、そのことを無視してはいけませんが、三重県議会の議員の活動実態、そちらのほうから攻めて行けば、こういう議会がどういう活動をしているかが見えてくると思いますので、まず三重県議会の議員さんたちが何をされているのかということをつぶさに把握したいと思いますが、そういうことはさせていただけるのでしょうか。

(山本議長)

どうぞ、積極的にやっていただいて。

(岡本委員)

活動実態と言うと、どこまでですか。議会・委員会に出ている、家に帰ってご近所回りしている、家の近くで集会をする、お悔やみに行ったとか、そういうこともあるでしょうし、代表して議長、副議長に活動報告をしていただくとかどうですか。

(廣瀬委員)

例えば会津若松市議会は、何段階かに分けました。

議会の公式の会議、これはもう明確に 100% 議会の活動だが、他方で、例えば一議員として自分の議員としての識見を高めるために、地方財政に関する研修会が東京であるから、それを勉強しに行くというような活動もされますが、日常的に自分の選挙区の中で支持者の方と交流を深めたりという活動もありますし、あるいは県内の政策の現場、ここにこういう公共事業をやろうとしているけれども、その実態はどうなのだと見に行ったり、いろいろな段階があるかと思います。

さらには、実際の問題として、それぞれ政党に属してみえる方は、政党のメンバーとしての政治活動というものもあり、これはどこまでを県議会の議員としての活動ととらえるのか、あるいは政党の構成員としての政治活動であって、県の納税者の資金でもって賄うことはちょっと違うのか、それをある程度念頭に置きながら、こういうタイプの活動でどれぐらいの時間の算入をしたかということを、例えば議長にお伺いするというのも一つなのですが、おそらく議長の場合は、特別の公務をお持ちですので、そうではない、一般の議員の活動実態と、できれば両方把握させていただくとありがたいかと思います。

(大森座長)

それはどこかで視点を定めたいと思います。

従来、特別職の人たちの扱いについて日本の地方自治法というのは曖昧に位置付けてあったと思います。普通の事務局の人たちは、辞令をもらって仕事をし、働く場所と時間が限定されます。だから出張する時、役所を離れる時は命令文書がないできません。実は議員は非常勤職員の規程の中に入れ込まれ、報酬を出すことになっていますが、知事は常勤職の先頭に法律上は出てきます。だから知事は常勤、議員は非常勤だと思い込んでいます。

それは変なことであって、議員は選挙で当選すると当選証書を選挙管理委員会からもらいます。従って、当選証書をもらって任期が始まった途端に、議員活動は開始されています。その議員活動が時間と場所を限定されるというのはあり得ません。

常識的な区別では、本会議や常任委員会で議会活動が行われた時は、本務に近い活動ですが、それだけで議会活動が全部終わるわけではありません。日々の議員さんたちの活動が基礎になって議会活動が成り立っているのではないか、そのような見方を書いてあげたらどうか。その一部が今回は法律上可能になりました。

ところが、知事は全然直っていません。みんな知事は常勤だと思い込んでいますが、中には役所に毎日は行かない知事もいます。その誤解を解かなければいけない。議員が非常勤だから、暇だろう、何をやっているのか、そういう議論になりやすい。

そこを県民の皆さん方も、私どもも、議員をどういうふうに見るか、法律上どう見られてきて、それがどういう問題点があるかということを、きっちり一度整理したらどうか。そうしないと、これから議論する時に、一体出ている報酬はどういう趣旨で出ているのか、政務調査費はどうして出ているのかという説明が難しくなります。ちゃんと整合性の取れた説明をするためには、一回基礎のところを問い合わせてみたらどうかと私は思っています。

だから、何日何時から働いて何時までと、議員は日曜日に何をやっているか、しっかり調査をやりたい。議員がやっている活動の中に政治活動がありますが、政治活動なしに議員が成り立つはずはないので、そこを含めて、それが報酬の対象になるかどうかは別にして、ちゃんとすべて議員について一回根掘り葉掘り調べさせてもらえないだろうかと思います。

そうすると特定の人だけでなく全員に調査する。但し、その考えは少し差し支えがありますから、匿名でも結構ですので、全議員に1日分、1週間分、1ヵ月分、半年分、1年分で書き抜いてもらいたい。そうすると我々は、議員の実態把握が可能になるのではないかと思います。

(金森委員)

その活動実態に応じた支出の割合も同じように調査する必要があるのかなと思います。

(大森座長)

報酬は所得ですので、あなたはここにいくら使いましたかというのは難しいですね。議員がどこでどういうことをしているかという実態が明らかになることが先決と思います。今回私どもが考えるこの対象にどこまで入れ込めば、広く県民の方々の賛意が集まるか、そういう話でないとなかなか。できるだけ正直に調べさせていただくというのが一番いいのではないかと思います。

(青山委員)

今、金森さんがおっしゃられたことは、私も実は気になっていたのですが、全般的に今度の統一地方選も、報酬を下げるという、ある種の競争になっています。それで下げれば下げるほど納税者は胸がストンと落ちるのですが、冷静に考えてみると、そうするとだんだんお金持ちしか議員になれなくなるという問題があります。

一回整理してみるのがいいかも知れませんが、生活するためのお金、それから議員活動をするためのお金、もしかしたら「労働の対価」というふうに言わずに、こういう公職にあたることの誇りと裏返しで、お金は少なくていいのだと思う部分といいくつかの要素があるような気がして、私にもちょっと整理がつきません。

一つ具体的に上げてみれば、それぞれ県会議員の皆さんたちが個人事務所を持つ人と持たない人がいます。議会によっては議員宿舎を持っているところと、議員宿舎を一切置かないところともあります。

そうすると、実際、議員の支出面を、どういう要素で構成されているかがちょっと知りたいという気がします。

(大森座長)

トータルな話をすると、選挙区制度があって、定数問題があります。今回はストレートに議長さんから私どもは選挙区や定数について調べろと言われていません。基本的に言うと、何人いるのかということは重要なことです。だから定数を減らせば、その分だけ減るというようになります。都道府県の場合は選挙区制度が決まっていて、一定の定数が出てこないと成り立ちませんので、少し事情が違いますが。

しかし、知事の給料と議員の報酬は、地方交付税で措置されおり、標準的にいくらとちゃんと保障されています。その標準的な額の中には人数も入っており、その中にはちゃんと定数も入っています。議長さん1、副議長さん1、議員何人、トータルいくらのお金が人件費として出るようになっています。ところが、それを総務省へ地方交付税の措置の基準の考え方は何ですかと言うと、「分からぬ」と言うのです。

実は、この手の審議会で議論している要素というのは、全部旧自治省の通達で出ている内容なのです。従って、現在の額の何が一番重要な要素で何によって決まっているのかが見えてこないのです。できれば、どうやったらそれが納得できるような説明になっているのか、あるいは決定的に何かということをこの機会に確かめたらどうかと思います。

(青山委員)

一般の人たちから見ると、議会の機能はなるべく多様な意見を吸い上げる、そしてそれを統合するという機能です。そのコストが一体どれだけかかるかという問題になると、これは単純に言えば「報酬×定数」です。だから、多様な意見を集めるためには、定数は多ければ多いほどいいです。その代わり、同じ総額であるなら報酬を少なくしなきゃいけないということとの相関関係なので、どの定数にするかによってこの報酬がどう変わるのであるのも、何か全体像としてはあってもいいかなと思います。そこから一つの条件を置いて、じゃあ水準はこのぐらいにしたらどうかというふうにすると、みんなにはとても納得できるのかなという気がします。

(大森座長)

それは非常に重要な論点で、それを上手にできればそれに越したことではない、あとは我々のほうも少し挑戦していくということとします。

(青山委員)

この春の統一地方選挙の時に、全国の自治体議会の調査を我々もやりましたが、ほとんどの議会が定数も減らせば報酬も減らすということばかりなのです。世間の風当たりが強いから、支出を小さくすることです。

でも、そんな単純な組み合わせじゃないです。普通に言えば四つあります、報酬を高くして議員を少なくする、報酬も定数も高くするなど。どっちかと言うと、定数を増やして報酬を減らしたほうがいいのではないかと一般の人は思うのですが、広域自治体と基礎自治体ではやはりちょっと違いがあるようになります。

(大森座長)

都道府県・政令市の場合、選挙区制度がありますから、市町村とはその点では違うと思います。だから、選挙区制度、定数問題について、我々が何か新しく検討するというのはあまり予定されていませんが、どこかで総額が掛け算になるものですから、定数問題について改革理論上はあり得ると思います。

もう一つ、都道府県議会はほとんど政党化、会派化してしまっていますので、選挙そのものの在り方を比例代表制でやれという議論になってしまいます。そうすると一挙に都道府県単位の議会の在り方が変わってしまいます。しかし、そんなことを市町村にまで結び付けるというのは無理になりますので、都道府県と一般市町村の議会がどこかで区別し始めると、選挙区制度と選挙のやり方、それから会派の在り方、これが政務調査費と連動するものですから、一回議論しなければいけないですけれど、今回はそこまではなかなかできませんので、定数と選挙区制度と選挙のやり方について、現行を前提にせざるを得ないでないかなと思います。

(青山委員)

できればこの結論が出た時に、実は残された課題というのはこういうこともあるということを書いていただくと、とても分かりやすいと思います。例えば、90年代前半に都道府県議会の選挙制度として半分比例代表、半分選挙区制度というふうにして、都道府県議会をもっと政党化していったほうがいいのではないかという議論があって、非常に魅力的な、何かこう刺激を受ける議論だったかなと思います。

要するに、民意がどういうふうに反映していくのか、それからそれがちゃんと政治に呼応できる手段としてなっているのかどうかという両方のサイドがあると思います。今度はそういうところに、大きな絵柄の中にそういう問題があるのでということを共有したいという感じがします。

(大森座長)

今回地方自治法改正が行われ、議員定数の上限規定はないのですが、都道府県の場合は選挙区制度がありますから、あるところはゼロになるということはないです。1人欠けることがあるから、最低2人は要るのでないかと常識で考えるのですが。

従って、選挙区の設定の仕方が定数を規定する仕組みがあります。それにもかかわらず、三重県のことを考えると、他の県のサイズを考える時に、従来のような人口括りで今までのように重視しないということになると、ひいてはこの議会の在り方として、ちょうど三重県のような議会の下でも、何人ならばふさわしいということが当然出てくるはずですが、そのへんは結構難しい課題もあるんじゃないかと思います。

(廣瀬委員)

都道府県は広域自治体ですから、特定の地域だけの代表ではないとしても、連邦制の議会と同様にそれぞれの構成単位を代表するという要素と、それから比例代表が例ですけれども、政策的な方向性による選択という要素と、両方をどう組み合わせるかということが問われるわけです。今の公職選挙法で言うと市・郡の単位というものが基本的に選挙区の単位になりますから、その選挙区単位によってこの二つを何となく曖昧に、そしてそれが、人口の少ないところを除くと概ね中選挙区制的に運用できることが制度の設計時点の前提になっています。そこにおいてある程度比例代表的に、小選挙区制のような白黒つける選挙区よりは、ある程度多様な意見を中選挙区制的な選挙区制度の中で何とか説明しながら、その選挙区の設定は自治体の範囲、市とか郡を単位することによって、県議会における地域代表的行政要素が生きているという組み合せだったわけです。

しかし、あまり減少させていくと、この間の大坂府議会の新しい定数、4年の間にもう一回選挙区のほうはいじると言っていますが、圧倒的に一人区が多くなる。つまり、そうなると小選挙区制が大半という議会ができるわけですが、それは実は代表原理を大きく転換することになるわけです。人数を絞る方向に行くとどうしてもそういうところにふれてしまうのです。

(大森座長)

ただ、それに伴ってどんどん議会経費が増えることに対しては、みんな「うん」とはなかなか言いません、そこが難しい。

だから、都道府県はまだ選挙区制度がありますけど、小さい市町村になると相当削減圧力が強いですから、このままで行ったらどんどん減ってしまうのではないか、何かこれ以上減らしてはいけない基準はないでしょうかという話が聞こえ始めているみたいです。上限規定を廃止しておいて下限ができるのか、最低これぐらいなければ議会は成り立たないという何かうまいものが出てくるか難しい。

とりあえず私どもが議論する時、一応これは前提にしながら議論することと、我々は今回正面から検討できなかつたけど、課題がありますよということを最終的に何か記述ができればと思います。

(岡本委員)

確かに安ければ安いほうがいいということも言えると思いますし、その代わり、お金持ちしかなれないという部分も言えるし、人材的に、質的に、立派な人が集まるかどうかということもあります。例として、画期的な知事さんがおる自治体で警察官の給料を下げた時、今までその警察本部を受けて落ちた人が周辺の警察本部に行っていたのが、先にいい人材が今度は周辺に来るようになったということが現実に起こりつつある。それは果たしてその警察本部にとっていいことかどうか。

私は今の基本というのが、積み上げは難しいですが、今の県議会議員報酬が、先ほど言われた活動実態、それから三重県の特性、三重県の非常に比較的経済的、地域的にも恵まれた、安定した県にとって最適なのか、分不相応なのか、そういう三重県の置かれている立場を全国的にいろいろ比較していただいたらどうかと思います。

(大森座長)

次の時で結構ですが、事務局の方々にお願いしたいのですが、政務調査費も結構議論することが出てきます。私はもともと政務調査費を法律に、昨今否定しようとしている100条に規定し、各条例で設けた経緯がそもそもして怪しいと思っていますが、もうすでにこれは法律上可能になっています。やは

りこの政務調査費がどうしてできてきたかという歴史を振り返ってみて、本当にこのままの姿で県民の支持を得られるものかどうか、素直に検討してみたらどうかと思います。

そのためには、この時の経緯を調べてみなければいけないですが、議長会のほうにはその経緯を調べた文書があると思いますので、取り寄せていただいて、政務調査費はそもそもしてどうしてこんなふうになってしまったのか、「政務調査」なんていう曖昧な概念をどうしてお使いになったのか。これも一回きちつと考え方直してみたらどうかと思います。

政務調査費という本当に理解しにくいものを持っているが、議員はもうちょっと使い勝手のいいものにしたいと言われている。そうすると、これは国の立法事務費はどうやってできたかとか、政党助成費もありますので、そういう国がらみで県会議員の政治活動に関係しているような国会議員の支援策みたいなものもどこか念頭に置いておかないといけない。特に立法事務費と政務調査費は、全然似ても非なるものだと思いますので、双方について一度ちゃんと勉強しておくというふうに考えなければいけないのでないかと思いますので、その類の資料も要るのではないかと思います。それもこの進め方の一部としてそういう議論をしてみたらどうかと思います。

(青山委員)

資料2-1に過去の報酬審議会の議員報酬に関する資料で、会期1日当たり1人当たりの報酬額とか議員1人当たりの報酬額、県民1人当たりの報酬額とか、おもしろい表現のものがあるのですが、これをもしリニューアルしたデータとして見られるならと思うのですが。この間、鳥取県の県民1人当たり県議1人当たりの報酬額がとっても高いという話がありましたが、これが本当に高いと言えるのかどうか。この実態も一つ踏まえてみる必要があって、必ずしも横並びで物を考えるのかどうなのかということの議論もあると思います。

(廣瀬委員)

おそらく会期になると三重県議会は定例会年2回制を採っていて、通年に準じるような会期制度を探っていますから、年4回制の都道府県議会よりも倍ぐらいに、そういうところの違いはちょっと勘案しておく必要あると思います。

もともと会期の中には、その会期の中の週末の日数も通常は入りますし、議案調査と称する会議が開かれることも含まれていますので、あまり合理的な数字はないような気がします。

(青山委員)

「これはおもしろいな」と思っても、実はそういうことですか。

(廣瀬委員)

また、最近はだんだん年4回制を探っている議会でも閉会中の活動というのを委員会については相当やる機会が出てきていますので。

(青山委員)

ではあまり意味がないのかも知れませんね。

(大森座長)

知事・職員についてはそんなに違わないのですが、議員についてはメチャクチャ差があります。そんなに議員の活動がこの金額に表れるほどの違いがあると思えないのですが、それをうまく説明できないのです。

知事だって大小あるのだから、地域によって困難さは違うはずです。東京都知事みたいに高いところはありますが、それにしてもだいたい横並びです。でも、議員さんは違います。しかも、都道府県と市町村の議員の相違は説明できない。何か議会や議員に対する物の考え方・見方かと思うのですが。

それからもしあれば探したいなと思っていますが、新聞のほうもいろいろ議会について調査しています。議員さん自身が自分たちのことをどういうふうに考えているかという調査と、広く三重県でいろいろ調査等をした時に、どこかに議会や議員さんのことの項目が入っている調査があれば欲しいです。議員さん自身が自分たちのことをどう思っているかということと、他の人がどう思っているかということとのズレみたいなものがどこかで検討したものがあれば欲しいと思います。あんまりたくさんないかも知れませんが、ちょっと探っていただければと思います。

(青山委員)

首長と議員の報酬の関係で、確かに慎重に数字の精査をして正確に伝えたほうがいいかと思うのですが、何年か前に鳥取県のある町村議会の町民集会に行ったことがあって、その時に議会批判の強い住民が、町長・議員が 365 日何日仕事をしたか情報公開し、もらっている報酬を割ってみたら、議員報酬のほうが 5 倍も 6 倍も高いと計算した。多分それが素朴な感情です。

時間当たり、1 日当たりの報酬がこんなに議員は高すぎるのではないかという話になってきて、それだけ納税者のほうがだんだん余裕がなくなってきていますので、センシティブになってくるということです。

それを追及しすぎて、結局、強い首長が 1 人いればいいんだ、みたいなことになりかねないことがあるので、その意義をどこかでよく分からなければいけないのだと思うのですけど、普通の市民感情はそういうところにもあります。

(大森座長)

今回の報酬等の「等」は政務調査費のことですが、その「議員報酬」を狭く取ると、だいたい月々出ている手当のことなのですが、ボーナス（期末手当）があります。これは比率の掛け算になっています。ボーナスは今回の答申に入れ込むのですか。

報酬をいじるとボーナスに影響を与えるので、ボーナスもおそらく議員さんにとっては全体に報酬という意識では。どうでしょうか、議長さん。

(山本議長)

そう思います、私は。個人的には。

(大森座長)

国會議員もボーナスが出ますし、議員もボーナスが出るのが普通。でも知事も市町村長も 1 期 4 年やると必ず退職金が出ます。月々ちゃんと報酬もボーナスももらっていて、どうして退職金が出るのか、同じ公選職なのに、どうして議員には出ないのか。

もし退職金が当然だったら、知事もそれを割り戻して全体の額を決めると相当額になるわけです。それと比較したら、議長の額は相当低いではないかとなります。いろいろな視点があるので。

(廣瀬委員)

いずれにしても、例えば4年という一つの任期に対する総支給額という視点はどこかに置いておいたほうがいいと思います。再選されて継続される方はいますけど、それは改めて選挙で選ばれて、新たな任期に入るということであって、常に4年分の仕事としておやりになるわけですから、報酬はやはりその4年という単位でもってまずはトータルに考えるという視点を持っていないといけないと思います。

(岡本委員)

議員の年金の関係はどうなるのですか。

(大森座長)

議員の方は若干残りますけれども、廃止です。首長は年金があり、ほとんど常勤職員と同じ扱いをしています。法律上も「給与と旅費を支給しなければならない」と書いてありますから、常勤的な扱いになっています。公選職の在り方としては、整理されていない。

だから我々のほうは、議員について明確な形で、きちんと公選されている職の在り方について検討するならば、必ず市町村長についても同じ議論が成り立たなければおかしいじゃないかということがあります。問題提起だけにして、これを誰がやるという形ですね。そういう書きぶりにしたいと思います。

(金森委員)

東日本大震災のために現在、月額報酬を10%カットしていますが、そのカットした額でボーナスが支給されることになるのですか。

(事務局)

毎月の報酬のからの部分ですので、ボーナスには反映されていません。

(大森座長)

それはどういう扱いになっているのですか。議員のカットした額は寄付しているわけではないのですよね。

(事務局)

拠出するということで議論していただいて、その拠出は方法論も含めて現在検討中です。まだ具体的に決まっていません。

(金森委員)

すると、10%カットされているのが議員としての活動にどれぐらいの影響があるのかも疑問なのですが。

(大森座長)

若干のゆとりがありそれぐらいは平氣ですとか、あるいはより工夫して我慢しているのか。我慢すると人間は相当のことができますから、「できるんだ」と言えば、そうしたら、それは日常的にも我慢されたらどうですかとなってしまう。本当は実態のことが分かっていないくて、名ばかりで、ああでもない、こうでもないと言うのはよくない。どこかでちゃんと調べてみて、これは合理的な根拠や理由があるのだとすれば、それは広く県民の皆さんにお伝えすべきだと思います。

今日は全部そういう皆さん方のご关心や進め方についてお話を聞いて、ざっくばらんに喋っていますので、事務局の方には委員さんたちの発言要旨みたいなものを作っていただけますか。それでいろいろな指摘が出ますので、それを次回には席上に配付していただき、今までこういう議論が出た、そして、少しずつその議論のいくつかを括れるんじゃないかとすれば、論点が整理されてくると思います。議論しながら少し論点を整理するようなものを出してもらえば助かると思います。それを次回、事務局の皆さんにお願いしていいでしょうか。全部書かなくていいのですけど、一応重要な論点は次回にはここに配付して、それを見ながら議論という形にさせてもらいたいと思います。

会議のことについて少しお詫び申し上げなきやいけないことがあります。一番大変なのは、できるだけ私は全員揃って議論をしたいと思っているので、スケジュール調整が一番大変で、原則として5人がお揃いになる日に会議を開きたいと思います。ご多忙中ですけれども、議長さん、副議長さん、もし時間があれば、適宜私のほうからご発言いただくこともございますので、できればそうさせていただきますように。よろしいでしょうか。

本日、実質的な進め方について以上ですが、その点についてご意見があれば。進行について何かご注文があれば伺いますが。よろしゅうございますか。

(・・・日程に関する調整につき、省略・・)

(大森座長)

報酬については1月ぐらいまで、政務調査費を含めたものは6月ぐらいまでとなっておりますので、そのスケジュールで進めるということになります。

それから、我々5人以外にこの問題について誰かを呼ぶということは可能ですか。県内の人を含めて。

(事務局)

必要に応じてご検討いただければいいと思います。

(大森座長)

とりあえず本日のこの調査会は以上とさせていただきます。

## 5. 副議長あいさつ

(中村副議長)

第1回ということで、今後の調査方法とかスケジュールを中心にご協議をいただいたのではありますが、中身はもっと突っ込んだ議論になったかなというふうに思っております。

私ども、この調査会はお手盛りになってはならない、そういういた思いも議員間で議論してきたということでございますので、本当にしっかりとやっていただくというふうに思わせていただきました。

特に、議員からの聞き取りのお話を聞いていただきました。議員同士がまったく違う活動をしておりますので、聞き取りの中でそれぞれの議員の個性も出るであろうし、いろいろなことが出てくると思いますので、そういういたところも勿論、他の議員が一体、1年365日どんな活動をしているのか、議員同士でも分からぬ部分がいっぱいあろうかと思いますので、今回報酬を議論していただくにあたりまして、そういういたところまで入っていただくということはあるがたいなというふうに思っておりますし、忌憚のない意見を述べさせていただ

きますので、どんどん聞き取りをしていただければというふうに思わせていただきました。

本調査会が所期の目的を果たされることによりまして、また三重県議会はもとより、これは全国でも初めてのことだというふうに思っておりますので、ぜひ新しい考え方をお示しいただきますことをご期待申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

